

卒業要件単位に含めることができる「遠隔授業」の単位数について

本学では、遠隔授業を活用した方が教育効果を有すると判断した科目や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために遠隔授業を実施する科目については、オンラインや遠隔授業システムを活用して授業を実施します。

また、「大学設置基準」（文部省令）及び本学学則に基づき、学部（学士課程）における卒業要件単位数に含めることのできる「遠隔授業」の単位数の上限は60単位を超えないものとする定められています。（ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が124単位を超える単位数である場合において、面接授業により64単位以上修得していれば60単位を超えることができます。）※大学院の授業科目には適用されません。

なお、令和2年度及び令和3年度に履修した「遠隔授業」については、特例措置により60単位の上限には含まれません。

通常の教室等でおこなう「面接授業」ではなく、同期型（ZoomやTeams等のWeb会議システム、および遠隔講義システムを用いるもの）や非同期型（Moodle等を用いたオンデマンド型）で実施する授業で以下のものは、60単位上限の対象となる「遠隔授業」に分類されます。

60単位上限の対象となる「遠隔授業」は以下のとおりです。

- ・全ての授業回数（授業時間）を遠隔で実施する授業科目
- ・半分を超える授業回数（授業時間）を遠隔で実施する授業科目

どの科目が「遠隔授業」に該当するかは「授業科目一覧」で確認し、履修計画を立てる際に注意するようにしてください。また、単位互換制度や入学前既修得単位認定制度により他大学等で修得した授業科目の単位を本学で修得したとみなす場合、当該科目が遠隔授業で実施されているのであれば、その単位も上記の上限に含まれることになりますのでご注意ください。

【参考】

島根大学学則で以下のとおり規定されています。

【島根大学学則】

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(メディアを利用して行う授業科目)

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(メディアを利用して行う授業で修得した単位)

第49条

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第24条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が124単位を超える単位数の修得が必要な場合において、第24条第1項の授業方法によって64単位以上を修得しているときは、60単位を超えることができる。